

大和市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月28日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 鳥淵優

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和3年3月3日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、「大和市副市長外に対する措置請求書」が提出された。また、同年3月4日及び3月8日に「大和市副市長外に対する措置請求補充書」が追加提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市副市長外に対する措置請求書」及び「大和市副市長外に対する措置請求補充書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和3年3月3日

監 査 委 員 殿

大和市副市長外に対する措置請求書

〒242-0001

(省 略)

請求者 (省 略) ㊟ ((省 略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、井上昇、井東明彦、常盤幹雄、鈴木慎也、パーソルテンプスタッフ株式会社に対して有する損害賠償等の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和市は、令和元年9月10日、パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川

営業部（以下「パーソルテンプスタッフ」という。）を受注者として、委託業務の名称を「大和市民課窓口業務等委託（債務負担行為）」とする『委託業務契約書』（元年度第7092号）（以下「基本委託業務契約書」といい、その行為を「基本委託業務契約」という。）を締結する。なお、基本委託業務契約の違法性については、令和2年9月2日付け『大和市長外に対する措置請求書』に記載のとおりであり、現在、令和2年（行ウ）第63号損害賠償（住民訴訟）請求事件として横浜地方裁判所に係属中である。

2. 大和市は、基本委託業務契約書の仕様（委託業務）に対し、「マイキーID設定支援業務」（以下「本件マイキーID設定支援業務」という。）及び「フロア案内業務」（以下「本件フロア案内業務」といい、総称して「本件変更委託業務」という。）を追加するため、令和2年4月1日に、パーソルテンプスタッフとの間において『委託業務変更契約書』（元年度第7092号）（以下「本件委託業務変更契約書」といい、その行為を「本件委託業務変更契約」という。）を締結する。なお、本件委託業務変更契約に対する増額金額（契約金額）は6835万0572円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。以下「本件契約金」という。）である。

3. ところで、本件委託業務変更契約書に係る仕様書『大和市民課窓口業務等委託（債務負担行為）変更仕様書』（以下「本件変更仕様書」という。）には、本件変更委託業務の詳細として、本件マイキーID設定支援業務につき、受注者は、窓口にてマイナンバーカードのマイキーID設定の支援及びマイナポイント等マイキーID利用に係る一般的な説明を行うこと、本件フロア案内業務につき、①に、受注者は、各種届出書及び証明書等の交付請求書に関する記載補助を行うこと、②に、受注者は、庁舎案内及び説明を行うこと、③に、受注者は、市役所1階市民課前待合の管理を行うことを掲げるところ、本件変更委託業務に対する委託員の増員は皆無（逆に、（省 略）及び（省 略）2名の離職者が存する。）なのである。なお、市民経済部市民課証明交付係は、請求者が行った公開請求に係る行政文書の名称又は内容を『令和2年4月1日付け「委託業務変更契約書」（元年度第7092号）につき、増員されるであろう委託員に係る「市民課徴収業務委託員届出書」、若しくはそれに類するもの』とする令和3年1月7日付け「行政文書公開請求書」に対し、『委託業務（変更）契約において、徴収事務の増員は無いことから、文書は不存在となります』と非公開の理由を付記し、本件変更委託業務に携わる委託員（数）を明らかにしないところ、パーソルテンプスタッフは、本件マイキーID設定支援業務につき4名、本件フロア案内業務につき2名の計6名が増員されていると報告をする。

4. 更には、大和市では、本件契約金の内訳として、フロア案内事業（本件フロア案内業務）については、令和2年度及び令和3年度につき年額775万5621円（64万6310円＋（64万6301円×11箇月）／消費税等込み：各853万1183円）、令和4年度につき646万3019円（64万6310

円＋（64万6301円×9箇月）／消費税等込み：710万9321円）の計2417万1687円（消費税等込み、以下「本件フロア案内業務費」という。）、また、個人番号カード等交付関連業務（本件マイキーID設定支援業務）については、令和2年度及び令和3年度につき年額1417万5043円（118万1260円＋（118万1253円×11箇月）／消費税等込み：各1559万2547円）、令和4年度につき1181万2537円（118万1260円＋（118万1253円×9箇月）／消費税等込み：1299万3791円）の計4417万8885円（消費税等込み、以下「本件マイキーID設定支援業務費」という。）であるというところ、大和市においても、各年度又は各月の内訳詳細は確認でき得ない（不明）なのである。なお、当該内訳詳細とは、本件委託業務における増員委託員数及び稼働時間等、本件マイキーID設定支援業務費及び本件フロア案内業務費の積算根拠である。

5. 以上により、本件変更委託業務に携わるため、新規に採用（補充）される委託員は、皆無であり、また、仮に、パーソルテンプスタッフの報告どおりであったとしても、本件マイキーID設定支援業務につき4名、本件フロア案内業務につき2名の計6名であると思料するところ、1名当たり1箇月の人件費を大凡8万円（時給：1010円、1日；8時間稼働、月：10日勤務）とすれば、本件委託業務変更契約に係る適正な契約金額は大凡1728万円（8万円×6名×36箇月、消費税等込み、以下「本件適正金額」という。）となり、本件契約金との差額5107万0572円（6835万0572円－1728万円）ないし本件契約金（6835万0572円）自体が大和市の損害となるものなのである。なお、パーソルテンプスタッフの法人としての利益については、既に、基本委託業務契約において相当額を得ていることから、本件委託業務変更契約では不要と思料する。

《相手方の不法行為について》

6. 相手方に対する請求原因について

- ①. 井上昇副市長（以下「井上副市長」という。）は、大和市を代表して、本件委託業務変更契約を締結する支出負担行為者である。なお、大和市には2名の副市長（他1名は金子勝副市長である。）が存するところ、井上副市長は、本件委託業務変更契約（本件変更委託業務事業）所管課の市民経済部（市民課）の担当副市長である。
- ②. 井東明彦、常盤幹雄、鈴木慎也は、令和元年度に、それぞれ市民経済部長（以下「井東市民経済部長」という。）、（市民経済部）市民課長（以下、「常盤市民課長」という。）、（市民経済部市民課）証明交付係長（以下「鈴木証明交付係長」という。）の職に任用され、本件委託業務変更契約の締結に関する事務の一切を担っていた直接補助者である。なお、本件委託業務変更契約の締結日は、令和2年4月1日（同日付けで「執行伺変更書（変更契約依頼書）」、「変更契約締結伺書」、「変更契約通知書兼支出負担行為変更書」が起案されている。）であ

るところ、本件委託業務変更契約の締結に関する事務とは、令和2年4月1日（本件委託業務変更契約の締結日）以前に取り扱われていることから、令和元年度にそれぞれの職に就いていた井東市民経済部長、常盤市民課長、鈴木証明交付係長を直接補助職員と特定するものである。

- ③. パーソルテンプスタッフは、本件委託業務変更契約の他方当事者（受注者）であり、無償（増額無し）ないし大凡1728万円で受注でき得る本件変更委託業務の設計金額（税込）計を6835万0572円と水増しする本件委託業務変更契約を締結することで、当該6835万0572円ないし5107万0572円を取得した不法行為者である。

7. 官製談合について

本件委託業務変更契約につき、大和市は、パーソルテンプスタッフが提示する設計金額6835万0572円（消費税等込み）をそのまま本件契約金とするところ、大和市が独自に予算額（設計額）を設定しないことは固より、本件フロア案内業務費の年額775万5621円（消費税等抜き、月額には端数調整が存することから、積算には年額が基軸である。）及び本件マイキーID設定支援業務費の年額1417万5043円（消費税等抜き、月額には端数調整が存することから、積算には年額が基軸である。）の積算根拠を全く確認していないことは、パーソルテンプスタッフによる価格主導であることはいうまでもなく、更には、本件委託業務変更契約において増員されるであろう委託員を把握し、確認しないことは、前掲、直接補助職員の怠慢のみならず、故意（故意でなければ無能の謗りを免れない。）であることは明らかであることから、本件委託業務変更契約には、官製談合が存するものである。

8. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。

以上

令和3年3月4日

監 査 委 員 殿

大和市副市長外に対する措置請求補充書

請求者 (省 略) ㊟

令和3年3月3日付け「大和市副市長外に対する措置請求書」（同日收受）につ

き、以下の点を追加補充する。

第1．請求の趣旨の追加

大和市長が損害賠償等の請求権を行使する相手方に、鈴木学を追加する。

第2．相手方に対する請求原因について

鈴木学政策部財政課長（以下「鈴木財政課長」という。）は、大和市職務権限規程別表第1（第20条関係）に基づき、財務主管の責任者として、井上副市長と合議し、本件委託業務変更契約を締結する支出負担行為者、若しくはその直接補助者である。

以上

令和3年3月8日

監 査 委 員 殿

大和副市長外に対する措置請求補充書

請求者 （省 略） ㊟

令和3年3月3日付け「大和副市長外に対する措置請求書」（同日收受）につき、以下の点を追加補充する。

第1．請求の趣旨の追加

- 1．大和市長が損害賠償等の請求権を行使する相手方に、鈴木真吾及び金子純一郎を追加する。
- 2．大和市長が損害賠償等の請求権を行使する相手方のうち、井東明彦、常盤幹雄及び鈴木慎也を取り下げする。

第2．相手方に対する請求原因について

- 1．鈴木真吾は、令和元年度（平成31年度）の市民経済部市民活動課の参事（兼課長）（以下「鈴木前市民活動課参事」という。）として、また、金子純一郎は、令和2年度の市民経済部市民活動課の課長（以下「金子市民活動課長」という。）として、大和市職務権限規程別表第1（第20条関係）に基づき、支出負担行為の担当者（責任者）、或いは、井上副市長による本件委託業務変更契約の締結を直接補助する職員である。
- 2．井東市民経済部長、常盤市民課長及び鈴木証明交付係長は、大和市職務権限

規程別表第1（第20条関係）に照らし、地方自治法第243条の2の2第1項後段に基づく事務（支出負担行為／契約締結）を直接補助する職員に該当しないと判断するためである。

以上

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第1号証	委託業務変更契約書（元年度第7092号）
甲第2号証の1	行政文書公開請求書
甲第2号証の2	行政文書非公開決定通知書（大和市指令第4007号）
甲第3号証	大和市市民課窓口業務等委託 月次業務報告書2020年3月度（抜粋）
甲第4号証	大和市市民課窓口業務等委託（債務負担行為）変更契約設計額内訳
甲第5号証	行政文書非公開決定通知書（大和市指令第4165号）
甲第6号証の1	大和市市民課3月度シフト
甲第6号証の2	大和市市民課4月度シフト
甲第7号証の1	受託業務スタッフ（No：TS0058671）
甲第7号証の2	受託業務スタッフ（No：TS0058676）

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年3月3日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

令和2年4月1日に締結した大和市民課窓口業務等委託（債務負担行為）変更契約について、本件措置請求書に記載されている市の損害の有無、「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市民経済部市民活動課（以下「市民活動課」という。）、大和市民経済部市民課（以下「市民課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、令和3年3月31日付で、請求人より陳述は辞退する旨の回答があったため、請求人による証拠の提出及び陳述は行わなかった。

5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和3年3月3日付の請求人からの「大和副市長外に対する措置請求書」については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「本件変更委託業務における増員委託員数及び稼働時間等、本件マイキーID設定支援業務費及びフロア案内業務費の積算根拠等が確認できない。本件変更委託業務に携わる新規委託員は皆無であり、その場合は本件契約金額6,835万572円が、仮にパーソルテンプレスタッフの報告どおり6名の場合は1名当たり1箇月の人件費を大凡8万円として積算した適正な契約金額1,728万円との差額5,107万572円が、市の損害となる。また、市が独自に予算額（設計額）を設定せず、積算根拠を確認しないまま受託業者が提示する金額を契約金額としたことは、受託業者による価格主導

である。さらに、本件委託業務変更契約において増員される委託員を把握・確認しないことは補助職員の怠慢、故意であることは明らかで、官製談合が存するため、市長は当該職員等に対し損害賠償の請求権を行使し、市が被った損害を補填する措置を講ずるべきである」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、市民課及び市民経済部の予算執行主管課である市民活動課の職員、並びに関連部局である大和市総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

(1) 請求に至る経緯等について

- ① 市民課窓口業務等委託に係る契約の締結にあたり、市は高い情報管理能力と円滑かつ確実に業務を実施する能力を備えた従事者を擁し、体制を構築できる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用することとし、令和元年6月5日及び7日に業者選定のプロポーザルを実施した。
- ② 同年9月10日、市はプロポーザルの最優秀提案者となったパーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部（以下「パーソルテンプスタッフ」という。）と大和市民課窓口業務等委託（債務負担行為）（以下「当初契約」という。）を締結した（履行期間：令和元年9月10日～同5年1月31日）。
- ③ 同年9月11日付総務省通知（「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」）において、地方公共団体は、マイナンバーカード取得から、マイキーID設定までを一連の流れで行うことができるよう、支援体制を構築すべきである旨が示された。これを受け、市はマイキーID設定支援の推進について委託化の検討を開始した。併せて、市直営で実施しているフロア案内業務について、実施時間を拡充し市民サービスの向上を図るため、業務委託することができないか、についても検討を始めた。
- ④ 同年9月27日付総務省通知（「マイキーID設定支援計画の提出について」）により、市町村はマイキーID設定支援窓口を設置すべきである旨が示されたことを受け、当初契約の相手方であるパーソルテンプスタッフへ、マイキーID設定支援業務及びフロア案内業務に係る参考見積の提出を依頼した。
- ⑤ この後、令和元年度中に令和2年度当初予算措置及び変更契約等の庁内手続きを進め、令和2年4月1日、パーソルテンプスタッフと変更契約を締結した（変更契約金額：68,350,572円、履行期間：令和2年4月1日～同

5年1月31日)。

(2) 変更契約の内容について

ア 変更契約の業務内容及び委託員数について

本件変更契約は、当初契約に、①マイナンバーカードのマイキーID設定の支援や、マイナポイント等マイキーID利用に係る一般的な説明を行う「マイキーID設定支援業務」、②各種届書や証明書等の交付請求書に関する記載補助や庁舎案内及び説明、市役所1階市民課前待合の管理を行う「フロア案内業務」の2業務を追加することが、本件変更仕様書に定められている。

当該業務の令和2年4月のシフト表によれば、従事する委託員として7人が登録され、平日は4～5人、土・日曜日は2～3人のシフト制で勤務していることが確認できる。

イ 予算要求額について

予算要求額の設定にあたっては、令和元年9月11日・同27日付の総務省通知及び本市のこれまでのマイナンバーカードの交付実績、フロア案内業務に関する実績等を、当初契約の相手方であるパーソルテンプスタッフへ示した上で、業務内容等について双方で確認している。

その結果、追加する2つの業務間や、当初契約における証明交付窓口業務との間で効率的かつ流動的に従事者を配置することなど、合理的な運用が考えられ、マイキーID設定支援業務15,592,547円、フロア案内業務8,531,183円とする参考見積(12か月分)が、同年10月30日に提出されている。市はこれらの金額を相当であるとして、予算要求額としている。

(3) 予算措置について

本件変更契約にかかる予算措置については、庁内での査定等を経て、令和2年度大和市一般会計予算として、令和2年度大和市議会第1回定例会に上程され、原案どおり議決されている。

なお、令和2年度分の支出については通常どおり当初予算として計上するほか、同3～4年度分については当初契約の予算計上時に設定した債務負担行為の限度額を変更(追加)する予算としている。

(4) 変更契約手続きについて

市は、本件変更委託業務は当初契約における仕様に記載されている業務の拡充であり、それらの業務と不可分であるとして、新たに委託契約を締結するのではなく、当初契約の変更契約とすることが相当であるとしている。また、見積書の

徴収については、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第29条第2項第3号に定める「契約の性質又は目的により2人以上から見積書を徴することができないとき」に該当するとして、パーソルテンプスタッフ1社から見積書の提出を受け、本件変更契約を締結している。

契約締結にあたっては、予算執行主管課である市民活動課及び契約主管課である契約検査課において、執行伺変更書（変更契約依頼書）、変更契約締結伺書などが起案され、大和市職務権限規程（昭和49年大和市訓令第6号）別表に則り適正な決裁権者による決裁が行われている。

3 監査委員の判断

以上監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

（1）契約変更の内容や事務手続きは適正か

本件変更業務委託は、当初契約の業務にマイキーID設定支援業務及びフロア案内業務を追加するものであるが、いずれの業務についても当初契約との関係性から業務を拡充し、変更契約とすることとした市の考え方については、合理性が認められる。

委託員については、当該業務の従事者として7人が登録され、平日は4～5人、土・日曜日は2～3人のシフト制で勤務しており、本件変更契約による増員が確認できる。

予算要求額については、総務省通知及び本市のこれまでのマイナンバーカードの交付実績、フロア案内の実績等を受注者に示し、業務内容等について双方で確認した上で、受注者から提出された参考見積をもとに、市民経済部内においてヒアリングを行い、当該金額を相当と判断していることから、市としては検討の過程を経て、予算要求額としたと考えることができる。

また、既述の予算措置や変更契約手続きについては、すべて法令等に則り適正に行われており、本件変更契約において事務手続き上の違法、不当な点は見られなかった。

（2）損害賠償請求権を行使し、市職員等に求償する必要があるか

前述のとおり、大和市副市長ほかは、不当な契約の締結により市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事由は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。